

非核三原則の堅持を日本政府に求める要望意見書

私たちは、苫小牧市が2002年に制定した非核平和都市条例の精神を踏まえ、核兵器のない世界を願う市民として、国に対し非核三原則の堅持を求めます。

日本では、非核三原則が半世紀以上にわたり国の基本方針として受け継がれてきました。しかし今年4月27日に開催された、安保3文書の改定に向けた第1回有識者会議の後、非核三原則も議論の対象となり得ると受け取られかねない委員の発言が報じられ、市民の間には不安と懸念が広がっています。苫小牧市は、条例の中で核兵器の脅威をなくし平和な社会を築くために非核三原則を守り続けることを明記してきました。こうした市の歩みを思えば、国の姿勢が揺らぐことは、積み重ねてきた平和への努力と願いに反するものとして看過できません。

非核三原則は、国会で繰り返し確認されてきた歴史を持ち、日本が国際社会の中で信頼を築く上でも重要な役割を果たしてきました。核兵器禁止条約が発効し、世界が核兵器の非合法化へと歩みを進める中で、この原則を弱めるような動きは、日本がこれまで積み上げてきた非核国家としての評価を損なうおそれがあります。また、全国の世論調査では、多くの市民が今も非核三原則の堅持を望んでいると報じられており、平和を求める声は決して小さくありません。

核兵器が一度でも使われれば、人々の暮らしも地域の産業も自然環境も、一瞬で取り返しのつかない被害を受けます。苫小牧で生きる私たちにとっても、それは決して遠い世界の話ではありません。市民の生命と生活を守る自治体として、核兵器に頼らない安全保障の在り方を求める姿勢を示すことは、これまでの市の歩みとも深く響き合うものだと考えます。

よって、国及び関係機関におかれましては、非核三原則を国是として堅持し、見直しにつながる議論を行わないよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長